

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	21	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （自動車税、軽自動車税）	
要望項目名	自動車関係諸税の課税のあり方の検討	
要望内容 （概要）	<p>平成31年度与党税制改正大綱では、「税制抜本改革法以来の累次の与党税制改正大綱において懸案事項とされてきた車体課税の見直しについては、今般の措置をもって最終的な結論とする」とされたところ。自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。</p>	
関係条文	<p>○自動車取得税：地方税法第113条～138条及び143条、附則第12条の2～第12条の2の5、地方税法施行令第42条～第42条の11、地方税法施行規則第8条の14～第8条の27、附則第4条の3～第4条の6の3</p> <p>○自動車税：地方税法第145条～第169条、附則第12条の3及び第12条の4、地方税法施行令第44条～第44条の3、地方税法施行規則附則第5条、第5条の2及び第5条の2の2</p> <p>○軽自動車税：地方税法第442条～第461条、附則第30条及び第30条の2、地方税法施行令第52条の18、地方税法施行規則第15条の8及び第16条、附則第8条の3の3</p>	
減収見込額	<p>[初年度] (—) [平年度] (—)</p> <p>[改正増減収額] (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 技術革新や保有から利用への変化等自動車を取り巻く環境は大きく変化しており、また環境負荷の低減に対する要請が高まっている中で、自動車産業については日本経済全体の活性化を図るため、自動車関係諸税の課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 平成31年度与党税制改正大綱においては、「税制抜本改革法以来の累次の与党税制改正大綱において懸念事項とされてきた車体課税の見直しについては、今般の措置をもって最終的な結論とする。」とされたところ。他方、自動車産業は日本経済や雇用創出に大きく貢献する基幹産業であるが、熾烈なグローバル競争下にあるとともに、電動化・IoT化、自動運転等の技術革新、ライドシェア等の使用形態の変化等、大きな変革期を迎えている。</p> <p>② 平成31年度与党税制改正大綱の検討事項においても、「自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」とされたところ。これを踏まえた課税のあり方については、自動車需要が日本経済に与える影響力の大きさを鑑みつつ、検討を行う必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	
		ページ 21—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	経済成長 経済基盤
	政策の達成目標	<p>① 自動車市場の拡大を通じて自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図る。</p> <p>② 環境性能に優れた自動車の普及促進のため、2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする。</p> <p>(関連する閣議決定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新成長戦略(平成22年6月) <ul style="list-style-type: none"> ・次世代自動車(エコカー等)の普及促進 ・購入補助や環境負荷に応じた税制上のインセンティブの付与 ・新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で50%に ○日本再生戦略(平成24年7月) <ul style="list-style-type: none"> 2020年までに実現すべき成果目標として、新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で50% ○日本再興戦略(平成25年6月) <ul style="list-style-type: none"> 2030年までに新車販売台数に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする。 ○日本再興戦略2016(平成28年6月) <ul style="list-style-type: none"> 「10. 環境・エネルギー制約の克服と投資の拡大」 《KPI》2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする。 ⇒新車販売に占める次世代自動車の割合は29.3%(2015年度) ○未来投資戦略2017(平成29年6月) <ul style="list-style-type: none"> 具体的な施策(「6. エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大」) 《KPI》2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする。 ⇒新車販売に占める次世代自動車の割合は35.8%(2016年度) ○未来投資戦略2018(平成30年6月) <ul style="list-style-type: none"> 具体的な施策(I[2]1. エネルギー・環境) 《KPI》2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする。 ⇒新車販売のうち次世代自動車の割合は36.7%(2017年度)
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	<p>エコカー減税:(自動車重量税)2019年5月1日～2021年4月30日</p> <p>グリーン化特例:2019年4月1日～2021年3月31日(2021年4月1日より適用対象の重点化)</p>
	同上の期間中の達成目標	—
政策目標の達成状況	<p>○国内自動車市場はバブル期をピークに縮小している。自動車市場の拡大を通じて自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図ることが必要。</p> <p><国内自動車販売台数の推移></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度 475万台 平成24年度 521万台 平成25年度 569万台 平成26年度 530万台 平成27年度 494万台 平成28年度 508万台 平成29年度 520万台 平成30年度 527万台 	

		<p>○エコカー減税等により、環境性能に優れた自動車の普及は進みつつあるものの、「2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを目指す」という政府目標の達成に向け、更なる普及促進を図る必要がある。</p> <p><新車販売台数に占める次世代自動車の割合></p> <p>平成23年度 16%</p> <p>平成24年度 21%</p> <p>平成25年度 23%</p> <p>平成26年度 24%</p> <p>平成27年度 29%</p> <p>平成28年度 36%</p> <p>平成29年度 37%</p> <p>平成30年 38%</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>○国内の自動車販売台数は約500万台で推移しており、これら自動車ユーザーへの課税のあり方を検討する。</p> <p><国内自動車販売台数の推移></p> <p>平成22年度 460万台</p> <p>平成23年度 475万台</p> <p>平成24年度 521万台</p> <p>平成25年度 569万台</p> <p>平成26年度 530万台</p> <p>平成27年度 494万台</p> <p>平成28年度 508万台</p> <p>平成30年度 527万台</p>
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>「平成31年度与党税制改正大綱」において、「自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う」とされた。この方針の実現を図る。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>「平成31年度与党税制改正大綱」において、「自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う」とされていることを踏まえ、検討を行うものである。</p>

税負担軽減措置等の
適用実績

<新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合>

平成 22 年度 76.7%
平成 23 年度 81.9%
平成 24 年度 73.8%
平成 25 年度 81.9%
平成 26 年度 86.5%
平成 27 年度 81.2%
平成 28 年度 84.1%
平成 29 年度 83.3%
平成 30 年度 74.7%

<エコカー減税>

○自動車重量税(財務省試算)

平成 22 年度 ▲ 724 億円
平成 23 年度 ▲1,018 億円
平成 24 年度 ▲ 347 億円
平成 25 年度 ▲ 440 億円
平成 26 年度 ▲ 720 億円
平成 27 年度 ▲ 610 億円
平成 28 年度 ▲ 730 億円
平成 29 年度 ▲ 720 億円
平成 30 年度 ▲ 660 億円
令和元年度 ▲620 億円

<自動車取得税の時限的な非課税措置及び自動車取得税の時限的な税率軽減措置>

平成 23 年度 2,338 億円
平成 24 年度 2,319 億円
平成 25 年度 3,124 億円
平成 26 年度 2,095 億円
平成 27 年度 1,622 億円
平成 28 年度 1,747 億円
平成 29 年度 1,432 億円

<中古車の取得に係る課税標準の特例措置>

平成 23 年度 473 億円
平成 24 年度 559 億円
平成 25 年度 1,227 億円
平成 26 年度 1,526 億円
平成 27 年度 1,323 億円
平成 28 年度 1,487 億円
平成 29 年度 1,174 億円

「地方税における
税負担軽減措置等
の適用状況等に関
する報告書」に
おける適用実績

<自動車税のグリーン化特例>

平成 23 年度	軽課分 313 億円	重課分 237 億円
平成 24 年度	軽課分 346 億円	重課分 250 億円
平成 25 年度	軽課分 308 億円	重課分 256 億円
平成 26 年度	軽課分 372 億円	重課分 261 億円
平成 27 年度	軽課分 469 億円	重課分 389 億円
平成 28 年度	軽課分 518 億円	重課分 408 億円
平成 29 年度	軽課分 469 億円	重課分 428 億円

<軽自動車税のグリーン化特例>

平成 28 年度	軽課分 51 億円	重課分 235 億円
平成 29 年度	軽課分 45 億円	重課分 269 億円

<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本措置の適用数量は想定以上に僅少ではなく、また適用要件を満たす全ての自動車が対象であるため、特定の者に偏ってはいない。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>—</p>